

平成22年4月12日

株式会社 中国銀行

預金規定等への暴力団排除条項導入について

当行では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）等の趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断にむけた取組みを推進しておりますが、平成22年4月19日（月）より、預金・貸金庫・夜間金庫の規定に暴力団排除条項を盛り込みます。

以下、概要をお知らせいたします。

1. 実施内容

- (1) 預金規定等を改訂し、新たに暴力団排除条項を盛り込みます。
- (2) 暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合等に、お取引を停止または解約させていただくことを定めた条項です。
- (3) 預金口座の開設時など各種取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力には該当しないことを表明・確約していただくことといたします。
- (4) 取引開始後に、上記(3)の申込時の申告が虚偽であった場合や、反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

2. お客さまへのお願い

この取扱いは、政府指針などの趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断のための取組みであり、お客さまにおかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上